

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月14日
【会社名】	アルヒ株式会社
【英訳名】	ARUHI Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長CEO兼COO 浜田 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 吉田 恵一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 吉田 恵一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年2月14日(木)開催の当社取締役会において承認された海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)における当社普通株式の売出し(以下「海外売出し」といいます。)が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 売出株式数

下記 及び の合計による当社普通株式 5,227,900株(予定)

下記(9)に記載の引受人による買取引受の対象株式として当社普通株式 4,868,400株

下記(9)に記載の引受人に付与される当社普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当社普通株式 359,500株

(注)1 海外売出しと同時に、当社株主であるCJP CSM Holdings, L.P.及びS B Iホールディングス株式会社が保有する当社普通株式8,442,800株の日本国内における売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」といいます。)が行われます。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は13,670,700株であり、引受人の買取引受による国内売出しの売出株式数8,442,800株、海外売出しの売出株式数5,227,900株(上記 及び の合計)を目処に売出しが行われますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、2019年2月25日(月)から2019年2月27日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」といいます。)に決定されます。

2 当社は、2019年2月14日(木)開催の取締役会において、自己株式立会外買取引(ToSTNeT-3)による買付けを含む株式会社東京証券取引所における市場買付けにより、取得株式の総数650,000株、取得価額の総額15億円をそれぞれ上限とし、2019年2月18日(月)から2019年4月26日(金)までの期間を取得期間として、自己株式(当社普通株式)の取得に関する事項を決議しており、2019年2月18日(月)から2019年2月19日(火)までの期間において、ToSTNeT-3による自己株式の取得を実施する場合があります。今後、当社が当該決議に基づきToSTNeT-3による自己株式の取得を決定した場合、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの売出人が当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性があります。かかる場合、引受人の買取引受による国内売出しの売出株式数及び海外売出しの売出株式数が減少することがあります。

(3) 売出価格

未定

(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定されます。)

(4) 引受価額

未定

(需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定されます。なお、引受価額とは、下記(8)に記載の売出人が下記(9)に記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいいます。)

(5) 売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(9)に記載の引受人に海外売出しに係る全株式を総額個別買取引受させます。また、下記(8)に記載の売出人は、下記(9)に記載の引受人に対して上記(2) に記載の当社普通株式を追加的に取得する権利を付与します。

(8) 売出人の名称

CJP CSM Holdings, L.P.

(9) 引受人の名称

Nomura International plc (共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)

UBS AG, London Branch (共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)

Mizuho International plc (共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナー)

(10) 売出しを行う地域

海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)

(11) 受渡年月日

2019年3月5日(火)から2019年3月7日(木)までの間のいずれかの日。但し、売出価格等決定日の6営業日後の日とします。

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

(13) その他の事項

(イ) 当社の発行済株式総数及び資本金の額(2019年2月14日現在)

発行済株式総数 普通株式 36,080,600株

資本金の額 6,000百万円

(ロ) 海外売出しと同時に、引受人の買取引受による国内売出しが行われますが、かかる引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から1,266,400株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)が行われる場合があります。なお、上記(2)(注)2に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による国内売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがあります。

引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しのグローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社であり、コ・グローバル・コーディネーターは、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社であります。

安定操作に関する事項

1. 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

以上